

社団法人東京都教職員互助会

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

社団法人東京都教職員互助会（以下「互助会」という。）は、昭和6年5月に設立された団体で、東京都の教育向上に資するため、教育に関する調査、研究等の実施及び東京都教職員の福利厚生に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

ア 教育振興に関する調査、研究等の事業

イ 会員に対する互助事業

ウ 三楽病院の経営

(2) 都との関係

都は、互助会が経営する三楽病院（以下「病院」という。）の運営に要する経費に対して補助金を交付しており、その目的、金額等は表1のとおりである。

(表1) 補助の目的、金額等

目的	根拠	補助金額	算出基準
病院における医療の充実・向上及び経営の安定	東京都教職員互助会三楽病院運営費補助金交付要綱	平成10年度 489,678 千円	病院の前々年度(建物については前年度)決算における減価償却費相当額
		平成11年度 465,194 千円	

2 組織

互助会は、事務所を千代田区神田駿河台二丁目5番地に置き、役員31名（理事長1名、専門理事1名、常務理事7名、理事17名、監事5名（非常勤役員29名））及び職員351名（うち都派遣職員2名）で、事務局、病院（助産婦学院（平成12年3月31日廃止）を含む。）をもって構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 教育庁 平成13年2月16日

(2) 互助会 平成13年2月19日から同月26日まで

第3 監査の結果

1 事業実績について

病院の事業内容は、表2のとおりであり、平成10年度及び平成11年度における主な事業実績は、表3のとおりである。

また、病院の経営状況は、表4のとおりであり、事業は別項指摘事項に関するものを除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 病院の事業内容

開院年月	昭和8年11月	
所在地	病 院	千代田区神田駿河台二丁目5番地
	看護婦宿舎	文京区湯島一丁目5番28号
敷地面積	病 院	4,987.17m ²
	看護婦宿舎	1,207.96m ²
建物規模	病院本館	17,503.42m ² (地上9階、地下2階)
	同 別 館	3,008.85m ² (地上5階、地下1階)
	同別館南棟	287.88m ² (地上3階)
	看護婦宿舎	2,843.01m ² (地上6階、地下1階)
診療科目	内科、小児科、外科ほか 11科	
病床数	309床(人間ドック44床を含む。)	

(表3) 診療実績

区 分		平成10年度	平成11年度
入 院	稼働病床数(床)	265	265
	延人員(人)	85,749	87,130
	病床利用率(%)	88.7	90.1
外 来	延人員(人)	303,261	307,975
	1日当たり平均患者数(人)	1,032	1,096

(表4) 病院の経営状況

(単位:千円)

区 分		平成10年度	平成11年度
収	医業収益	6,000,871	6,312,260
	医業外収益	83,083	130,702
	他会計繰入金収入	741,719	792,403
益	うち都補助金収入分	489,678	465,194
	特別利益	267,596	419,105
	収益合計	7,093,269	7,654,471
費	医業費用	6,963,006	7,173,399
	うち減価償却費	598,418	593,167
	医業外費用	257,388	324,827
	他会計繰出金	24,785	22,304
	特別損失	23,297	11,038
	費用合計	7,268,478	7,531,569
当期損益		175,208	122,901

2 指 摘 事 項

(1) 互 助 会 関 係

ア 奨学金の返還請求を適正に行うべきもの

互助会は、助産婦を確保するために奨学金制度を設け、病院附属の助産婦学院に入学した学生で、奨学金(月額:5万4,250円)を希望するものに対し、1年間の期間で貸与することとしている(社団法人東京都教職員互助会三楽病院附属助産婦学院奨学金貸与に関する要綱)。

ところで、要綱によると貸与を受けた学生が、2年以上病院に勤務したときは、奨学金の返還が免除されるのに対し、勤務の期間が2年に満たない場合等は、貸与した金額を返還しなければならないこととしている。

しかしながら、平成10年度に貸与した奨学金について見たところ、3名の貸与決定者のうち1名については、卒業と同時に他の病院で勤務しているにもかかわらず、貸与した金額65万1,000円を卒業時に返還させておらず、また、監査日(平成13.2.26)現在においても、返還請求等をまったく行っていないことが認められ適正でない。

互助会は、奨学金の返還請求を適正に行われたい。